

平成 24 年 2 月 28 日
厚 生 労 働 省
障 害 保 健 福 祉 部

22 日・24 日のWT 及び議員から提出された修正意見とその対応

| 意見 | 対応 |
|---|--|
| <p>【全体】</p> <p>○略称（「障害者生活総合支援法」）を見直すべき。</p> | <p>【全体】</p> <p>●略称を、「障害者総合支援法」とする。(第7章ほか)</p> |
| <p>【基本理念】</p> <p>○「社会生活」を「社会参加」とすべき</p> | <p>【基本理念】</p> <p>●基本理念に「法に基づく支援により<u>社会参加の機会が確保</u>」されることを追加。(第1条の2)</p> <p>「社会生活」の「社会参加」への置き換えは、新法に基づく支援を福祉的な給付から教育・文化・選挙・司法施策等にまで広げるように捉えられるため、行わない。</p> |
| <p>○「社会的障壁による継続的な日常生活又は社会生活の制限の状態並びに当該施策の実施状況を踏まえ、総合的かつ計画的に推進」を記載すべき。</p> <p>○障害の範囲の規定の「当該疾病ごとに」という文言は削除すべき</p> | <p>●基本理念に「障害者等の障壁の除去に資することを<u>総合的かつ計画的</u>に行うこと</p> <p>を旨として」行うことを追加。(第1条の2)</p> <p>●削除する。(第4条)</p> |
| <p>【重度訪問介護】</p> <p>○重度訪問介護の対象者を拡大すべき。</p> | <p>【重度訪問介護】</p> <p>●「重度訪問介護」の対象者を「重度の肢体不自由者等であって常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定めるもの」に改正。(第5条第3項)</p> |
| <p>【地域活動支援事業】</p> <p>○ボランティアという用語は再検討すべき</p> <p>○市町村の地域生活支援事業に、「障害者及びその家族の活動を支援する事業」とすべき。</p> | <p>【地域活動支援事業】</p> <p>●ボランティアという用語を削除。(第77条第1項第2号、第77条の2第5項)</p> <p>●活動の主体に「障害者と障害者等の家族」を明記(第77条第1項第2号)</p> |

| | |
|---|---|
| <p>【障害福祉計画】</p> <p>○国的基本指針に数値目標を記載することとすべき。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ●「基本指針に掲げる事項」として「障害福祉サービス、相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項」と規定。(第 87 条第 2 項第 2 号) |
| <p>○国的基本指針について、「さまざまな障害者の意見を聞き障害者の実情を踏まえた」の意味を規定すべき。</p> <p>○国的基本指針の変更にあたっては、障害者及びその家族その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずる規定を入れるべき。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ●基本指針の策定等に当たって、「障害者等をはじめとする国民の意見を反映させるための必要な措置を講じること」を規定(第 87 条第 3 項) |
| <p>○国的基本指針について、PDCA サイクルの規定を入れるべき。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ●国的基本指針について、「障害者等の生活実態等を勘案し、速やかに見直すこと」を規定。(第 87 条第 4 項) |
| <p>○都道府県及び市町村は、障害福祉計画に基づく業務の実施状況に関する調査及びこれに基づく評価を行う旨を法文上記載すべき。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ●市町村及び都道府県は、「調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該障害福祉計画を変更することその他の必要な措置を講ずるものとする。」旨の規定に修正。(第 88 条の 2、第 89 条の 2) |
| <p>【検討規定】</p> <p>○骨格提言を段階的・計画的に実現していく旨を、明記すべき。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ●検討規定に「共生社会を段階的に実現するため」を追加。(検討規定第 2 条第 1 項) |
| <p>○施行後 3 年を目途にしてはどうか。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ●施行後 3 年に修正(検討規定第 2 条第 1 項) |
| <p>○検討規定にコミュニケーション支援のあり方を追加してはどうか。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ●検討規定に「手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図るために支障がある障害者等に対する支援の在り方」の検討を追加。(検討規定第 2 条第 1 項) |